公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２７０号
愛知県一宮市木曽川町黒田六ノ通り60番地
債務者　大渕脇　勉
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４４８号
埼玉県川越市吉田新町３丁目８番地11　ハイツカワツル第５―201号室
債務者　中ノ瀬ふみ江
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１３号
埼玉県川越市大字砂新田86番地４　ジュネス新河岸203号室
債務者　難波　信夫
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０１号
奈良市北永井町341番地の14
債務者　新庄　　猛
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５６３号
仙台市泉区東黒松26番３号　グレースコート201、従前の住所宮城県名取市愛島台６丁目15番地の33
債務者　吉田　秀昭
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都　彰浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
山形市香澄町３丁目８番38―602号　ターミナルプラザ
債務者　戸田　俊子（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子英彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
福島県南相馬市原町区高見町１丁目253番地の３　高見コーポ203号
債務者　菅野　隆幸
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第２６０号
山梨県甲府市中村町12番７号
債務者　保坂　征彦
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
神戸市東灘区御影塚町４丁目13番13号
債務者　横白　卓見
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１１号
埼玉県所沢市大字北秋津266番地　グリーンパレス所沢102
債務者　金谷　慈文
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１２号
埼玉県所沢市大字北秋津266番地　グリーンパレス所沢102
債務者　金谷　七美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４０号
奈良市中登美ヶ丘１丁目793番地の16　中登美団地Ｂ４―403号
債務者　稲村　誠仁
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１号
三重県四日市市中川原１丁目５番36号　メゾンドールＣ棟105号室
債務者　伊藤　久浩
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８４２号
札幌市北区屯田７条10丁目５番16―103号
債務者　小林　　務
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百武　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６号
奈良県磯城郡田原本町小室319　小林住宅Ｅ２号、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字三笠143番地の７
債務者　山口　將美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係